

下水排除基準

2015年10月21日

	対象物質又は項目	排除基準	特定事業場排水基準		非特定事業場
			50m ³ /日以上	50m ³ /未満	
政 健 令 の 項 目 基 準	1 カドミウム及びその化合物	0.03 以下			
	2 シアン化合物	1 以下			
	3 有機燐化合物	1 以下			
	4 鉛及びその化合物	0.1 以下			
	5 六価クロム化合物	0.5 以下			
	6 ひ素及びその化合物	0.1 以下			
	7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 以下			
	8 アルキル水銀化合物	検出されないこと			
	9 ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下			
	10 トリクロロエチレン	0.1 以下			
	11 テトラクロロエチレン	0.1 以下			
	12 ジクロロメタン	0.2 以下			
	13 四塩化炭素	0.02 以下			
	14 1,2-ジクロロエタン	0.04 以下			
	15 1,1-ジクロロエチレン	1 以下			
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下			
	17 1,1,1-トリクロロエタン	3 以下			
	18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下			
	19 1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下			
	20 チウラム	0.06 以下			
	21 シマジン	0.03 以下			
	22 チオベンカルブ	0.2 以下			
	23 ベンゼン	0.1 以下			
	24 セレン及びその化合物	0.1 以下			
	25 ほう素及びその化合物	10 以下			
	26 ふっ素及びその化合物	8 以下			
	27 1,4-ジオキサン	0.5 以下			
	28 ダイオキシン類	10 以下			
29 フェノール類	5 以下				
30 銅及びその化合物	3 以下				
31 亜鉛及びその化合物	2 以下				
32 鉄及びその化合物(溶解性)	10 以下				
33 マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下				
34 クロム及びその化合物	2 以下				
条 例 の 基 準	35 水素イオン濃度(pH)	5超~9未満 (5.7超~8.7未満)			
	36 生物化学的酸素要求量(BOD)	600(300)未満			
	37 浮遊物質質量(SS)	600(300)未満			
	38 ノルマルヘキサン 鉱油類 抽出物質含有量 動植物油脂類	5 以下			
		30 以下			
	39 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	380(125)未満			
	40 窒素含有量	240(150)未満			
	41 燐含有量	32(20) 未満			
	42 温度	45℃未満(40℃未満)			
43 沃素消費量	220 未満				

注意

- 1 排除基準の単位はダイオキシン類はpg/l、その他はmg/lです。(温度、水素イオン濃度を除く)
- 2 は「下水の排水の制限による規制」が適用されます。
- 3 は「除害施設の設置等による規制」が適用されます。
- 4 pH、BOD、SS、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、窒素含有量、燐含有量、温度の()内の値は、製造業又はガス供給業に適用します。